

議案第 2 1 号

佐倉市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 9 年 8 月 2 8 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和55年佐倉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1 基本施設の表団体使用の場合の上限額（10人以上）の項中

「

2,160円	1,080円	4,320円	2,160円
1,620円	810円	3,240円	1,620円
1,080円	540円	2,160円	1,080円
1,080円	540円	2,160円	1,080円
810円	410円	1,620円	810円
540円	270円	1,080円	540円
1,620円	810円	3,240円	1,620円
1,080円	540円	2,160円	1,080円
540円	270円	1,080円	540円
1,620円	810円	3,240円	1,620円
1,080円	540円	2,160円	1,080円
540円	270円	1,080円	540円
1,620円	810円	3,240円	1,620円
1,080円	540円	2,160円	1,080円
540円	270円	1,080円	540円
1,620円	810円	3,240円	1,620円
1,080円	540円	2,160円	1,080円
540円	270円	1,080円	540円
1,620円	810円	3,240円	1,620円
1,080円	540円	2,160円	1,080円
540円	270円	1,080円	540円

」を

「

3, 240円	1, 620円	6, 480円	3, 240円
2, 430円	1, 210円	4, 860円	2, 430円
1, 620円	810円	3, 240円	1, 620円
1, 620円	810円	3, 240円	1, 620円
1, 210円	600円	2, 420円	1, 210円
810円	400円	1, 620円	810円
1, 300円	650円	2, 600円	1, 300円
860円	430円	1, 720円	860円
430円	210円	860円	430円
1, 300円	650円	2, 600円	1, 300円
860円	430円	1, 720円	860円
430円	210円	860円	430円
1, 300円	650円	2, 600円	1, 300円
860円	430円	1, 720円	860円
430円	210円	860円	430円
1, 300円	650円	2, 600円	1, 300円
860円	430円	1, 720円	860円
430円	210円	860円	430円
690円	340円	1, 380円	690円
460円	230円	920円	460円
230円	110円	460円	230円
1, 300円	650円	2, 600円	1, 300円
860円	430円	1, 720円	860円
430円	210円	860円	430円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の佐倉市民体育館の設置及び管理に関する条例別表

第1の規定は、平成31年4月1日以後の佐倉市民体育館の施設の使用に係る利用料金の上限額について適用する。